

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十条 前条の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第二十七条第三項から

第六項までの規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百五十二条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第二十一項中「第四十四条の九」を「第四十四条の四」に改める。

附則第三十三条第十五項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、「千分の二十九」とあるのは「千分の八」とする」に改める。

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百五十二条 法人税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「各事業年度において」の下に「生じた」を加え、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第一百五十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第十条の三の見出しが「(石油石炭税法の特例)」に改め、同条第一項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十一條第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」若しくは石炭」に改め、同条第二項中「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」

に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十四条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

第一百五十五条 附則第百五十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定により石油税の免除を受けた原油又はガス状炭化水素は、附則第百五十三条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第十条の三第二項又は第十二条第二項の規定を適

用する。

第一百五十六条 附則第百五十三条の規定の施行前にした行為及び附則第百五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る附則第百五十三条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第一百五十七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第七条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う

(経過措置)

第一百五十八条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

第一百五十九条 附則第百五十七条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第百五十七条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第八条の規定を適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第一百六十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する

法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第二条中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第四条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第五条第三項中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第四項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百六十一条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

第一百六十二条 附則第百六十条の規定の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第百六十条の規定の施行後に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、附則第百六十条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第二条第一項の規定を適用する。

第一百六十三条 附則第百六十条の規定の施行前にした行為及び附則第百六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る附則第百六十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 一部改正

第一百六十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第三条第一項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」

に、「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第四条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百六十五条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第一百六十六条 附則第百六十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第百六十四条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第三条又は第四条の規定を適用する。

(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部改正)

第一百六十七条 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第二条第一号中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二号中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第六条第一項及び第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第五項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十二条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十六条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「又は関税定率法別表」を「同表」に改め、「その他のガス状炭化水素」の下に「又は同表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの」を、「到着したガス状炭化水素」の下に「若しくは石炭」を加え、同条第八項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、「ガス状炭化水素」の下に「若しくは石炭」を加え、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第九項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百六十八条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

- 2 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第三項の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、前条の規定の施行後に同条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第三項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第十一条第三項、第十二条第四項又は第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第四項の規定を適用する。
- 3 前条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第一百六十九条 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十三号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十三号ニ」に、「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十二号ニ」、「第六十二条の三第四項第十一号ニ」を「第三十一条の二第二項第十三号ニ」、「第六十二条の三第四項第十三号ニ」に、「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に、「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に改める。

（農業協同組合合併助成法の一部改正）

第一百七十三条 農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第十四条中「第九条及び第十一條」を「及び第九条」に改め、「第十一條中「第七条第一号から第

五号まで」とあるのは「第十三条第一号から第二号まで」と「を削る。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第一百七十一条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「当該年度の石油税」を「当該年度の石油・石炭税」に、「各年度の石油税」を「各年度の石油・石炭税（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の規定による石油税を含む。）」に改める。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七十二条 前条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の規定は、平成十五年度分の予算から適用する。

2 平成十五年度に限り、前条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第四条中「当該年度の石油・石炭税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油・石炭税（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和

五十三年法律第二十五号）の規定による石油税を含む。」とあるのは、「当該年度の所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の規定による石油税（以下この条において「石油税」という。）及び石油石炭税の収入額の予算額並びに当該年度の前年度以前の各年度の石油税」とする。

（漁業協同組合合併促進法の一部改正）

第一百七十三条 漁業協同組合合併促進法の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第一百七十四条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項を削る。

（中小小売商業振興法の一部改正）

第一百七十五条 中小小売商業振興法（昭和四八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号及び第四号を削る。

(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第一百七十六条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第一百七十七条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第一百七八条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

### 第十九条 削除

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第一百七十九条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とする。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第一百八十条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条及び第二百四十二条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十二条 前条の規定の施行の際に納期限の到来していない石油税は、納期限の到来していない石油石炭税とみなして、同条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十六条又は

第二百四十二条の規定を適用する。

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)

第一百八十二条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

#### 第十九条 削除

第二十七条中「及び第十九条第二項から第四項まで」を削り、同条の表第十九条第二項の項並びに第十九条第三項及び第四項の項を削る。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百八十三条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日以後

は、同条第三項中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は当該加入者保護信託」と、同条第四項中「公益信託」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託」とし、平成十六年一月一日以後は、同条第一項中「政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に關する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と、「若しくは収益の分配又は利益の配当」とあるのは「又は収益の分配」とする。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）

第一百八十四条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部改正）

第一百八十五条 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第三中十五の項を次のように改める。

十五 削除

(建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第一百八十六条 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中第三十一条の二第一項第五号の改正規定を次のように改める。

第三十一条の一第一項第六号中「第一条第四号」を「第一条第一項第四号」に、「第一条第五号」を「第二条第一項第五号」に、「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「第四十五条第二項」を「第十一条第一項」に改める。

附則第六条中第六十二条の三第四項第五号の改正規定を次のように改める。

第六十二条の三第四項第六号中「第一条第四号」を「第一条第一項第四号」に、「第一条第五号」を

「第二条第一項第五号」に、「第一条第六号」を「第二条第一項第六号」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「第四十五条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第一百八十七条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第一百二十九条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第二百五十二条第八項中「第九条」の下に「及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十二条」を加え、「千分の四」を「不動産に関する権利に係る登記にあつては千分の一・五とし、船舶に  
関する権利に係る登記にあつては千分の四」に、「当該」及び「同条の」を「これらの」に改める。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第一百八十八条 前条の規定（第二百二十九条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の際に納期限の到来していない石油税は、納期限の到来していない石油石炭税とみなして、前条の規定による改正後の会社更生法第二百二十九条の規定を適用する。

2 前条の規定による改正後の会社更生法第二百五十二条第八項の規定は、施行日以後に受ける登記に係る

登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。